

令和2年度事業 地域包括支援センター事業実施基準評価結果

項目		実施基準	北部包括 6月15日	中部包括 6月14日	区包括 6月10日
運 営 体 制	職員の適正配置	1 3職種を定数配置している	○	○	○
	専門性の確保	2 職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている	○	○	○
		3 研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている	○	○	○
	緊急時の体制整備	4 夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	○	○	○
	苦情解決体制の整備	5 苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している	○	○	○
	個人情報の保護	6 個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全員が理解し、適切に運用している。	○	○	○
	介護予防支援プラン作成	7 職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回のみケアマネジメントは含まず)」合わせて 20件以下	○	○	○
	中立・公正性の確保	8 介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い(占有率50%未満)	○	○	○
業 務 別 取 組 み	高齢者支援のためのネットワークの構築	9 地域ケア会議において、地域課題に関して検討している	○	○	○
		10 ブランチ連絡会を隔月に1回以上開催している	○	○	○
	包括的・継続的ケアマネジメント (ケアマネ支援)	11 介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある	○	○	○
		12 居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している	○	○	○
		13 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている * 区単位での実施も可	○	○	○
	総合相談	14 総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上を満たす	○	○	○
15 総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上を満たす		○	○	○	
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	16 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様は地域の社会資源を位置づけている	○	○	○	
	17 自立支援・重症化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している	○	○	○	
	18 インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している	○	○	○	

項 目		実 施 基 準	北部 3月18日	中部 6月11日	区 6月12日	
業 務 別 取 組 み	認知症高齢者等 支援	19 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	○	○	○	
		20 区認知症施策を推進する会議に参画し、取り組みに協力している	○	○	○	
		21 地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者支援のための講演会・研修会等を開催している	○	○	○	
	虐待防止・権利 擁護	22 担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている	○	○	○	
		23 地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている	○	○	○	
		24 地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している	○	○	○	
		25 権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	○	○	○	
	26 地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取り組んでいる	○	○	○		
	総合結果			◎	◎	◎

評価基準を満たしていれば「○」、満たしていなければ「未」。
”総合結果”については、全ての項目が「○」ならば「◎」それ以外の場合は「未」。